

武蔵村山市マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下「法」という。）の施行に関し、マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行令（平成13年政令第238号。以下「施行令」という。）及びマンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第110号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、法、施行令及び施行規則において使用する用語の例による。

(認定の申請に係る添付書類)

第3条 施行規則第1条の2第1項に規定する計画作成都道府県知事等が必要と認める書類として市長が認める書類は、公益社団法人マンション管理センターが発行する事前確認適合証等とする。

(認定申請の取下げ)

第4条 法第5条の3第1項（法第5条の6第2項において準用する場合を含む。）の規定による申請又は法第5条の7第1項の規定による変更に係る認定を受けるための申請（次条においてこれらを「申請」という。）をした者は、市長が当該申請に係る認定をする前に当該申請を取り下げようとするときは、取下げ届（第1号様式）により市長に届け出なければならない。

(不認定通知)

第5条 市長は、申請に係る管理計画が法第5条の4各号に掲げる基準に適合しないと認めるときは、当該管理計画を認定しないものとし、不認定通知書（第2号様式）により当該申請をした者に通知するものとする。

(報告の徴収)

第6条 法第5条の8の規定による報告の徴収は、管理状況に係る報告徴収書（第3号様式）により行うものとする。

(改善命令)

第7条 法第5条の9に規定する命令は、改善命令書（第4号様式）により行うものとする。

(認定管理計画に基づく管理の取りやめ)

第8条 法第5条の10第1項第2号の申出をしようとする認定管理者等は、管理計画認定マンションの管理を取りやめる旨の申出書（第5号様式）により市長に申し出なければならない。

(認定の取消しの通知)

第9条 法第5条の10第2項の規定による通知は、認定取消通知書(第6号様式)により行うものとする。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

年 月 日

取下げ届

武蔵村山市長 殿

申請者

住所

氏名

連絡先

〔 法人の場合は、主たる事務所の所在地
名称及び代表者の氏名 〕

武蔵村山市マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行細則第4条の規定により、
下記のとおり申請の取下げを届け出ます。

記

1 管理計画の（認定・更新・変更）申請年月日

年 月 日

2 申請に係るマンションの名称

3 申請に係るマンションの所在地

4 取下げの理由

第2号様式（第5条関係）

記 号 番 号
年 月 日

不認定通知書

様

武蔵村山市長



申請のあった管理計画について、下記の理由によりマンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の4（同法第5条の6第2項又は第5条の7第2項において準用する場合を含む。）の規定による認定をしないこととしたので、武蔵村山市マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行細則第5条の規定により通知します。

記

1 管理計画の（認定・更新・変更）申請年月日

年 月 日

2 申請者の氏名（法人の場合は、名称及び代表者の氏名）

3 申請に係るマンションの名称

4 申請に係るマンションの所在地

5 不認定の理由

（日本産業規格A列4番）

備考 武蔵村山市行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定に基づく教示の文の標準を定める規則（平成17年武蔵村山市規則第31号）別記第1に準じた文を付すこと。

第3号様式（第6条関係）

記 号 番 号
年 月 日

管理状況に係る報告徴収書

様

武蔵村山市長



マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の8の規定に基づき、下記のとおり、管理計画認定マンションの管理の状況について報告を求めます。

記

- 1 マンション管理計画の認定年月日及び認定コード
認定年月日 年 月 日
認定コード
- 2 認定に係るマンションの名称
- 3 認定に係るマンションの所在地
- 4 報告を求める事項（報告内容を確認するための書類を添付してください。）
- 5 報告の期限

第4号様式（第7条関係）

記 号 番 号
年 月 日

改善命令書

様

武蔵村山市長



マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の9の規定に基づき、下記のとおり改善に必要な措置を命じます。

なお、この命令に違反した場合、同法第5条の10の規定により、管理計画の認定を取り消すことがあります。

記

- 1 マンション管理計画の認定年月日及び認定コード
認定年月日 年 月 日
認定コード
- 2 認定に係るマンションの名称
- 3 認定に係るマンションの所在地
- 4 措置の内容
- 5 措置を命ずる理由
- 6 措置を講ずる期限

（日本産業規格A列4番）

備考 武蔵村山市行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定に基づく教示の文の標準を定める規則（平成17年武蔵村山市規則第31号）別記第1に準じた文を付すこと。

年 月 日

管理計画認定マンションの管理を取りやめる旨の申出書

武蔵村山市長 殿

申請者

住所

氏名

連絡先

〔 法人の場合は、主たる事務所の所在地〕
〔 名称及び代表者の氏名 〕

認定を受けた管理計画に基づくマンションの管理を取りやめたいので、武蔵村山市マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行細則第8条の規定により、下記のとおり申し出ます。

記

- 1 マンション管理計画の認定年月日及び認定コード
認定年月日 年 月 日
認定コード
- 2 認定に係るマンションの名称
- 3 認定に係るマンションの所在地
- 4 認定に係るマンションの管理を取りやめる理由

※ この申出について決議した集会の議事録の写しを添付してください。

第6号様式（第9条関係）

記 号 番 号
年 月 日

認定取消通知書

様

武蔵村山市長



マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の10第1項の規定に基づき、管理計画の認定を取り消したので、同条第2項の規定により下記のとおり通知します。

記

- 1 マンション管理計画の認定年月日及び認定コード
認定年月日 年 月 日
認定コード
- 2 認定に係るマンションの名称
- 3 認定に係るマンションの所在地
- 4 取消しの理由

（日本産業規格A列4番）

備考 武蔵村山市行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定に基づく教示の文の標準を定める規則（平成17年武蔵村山市規則第31号）別記第1に準じた文を付すこと。